

下水道 河川局

市民の安全安心な暮らしを支え、良好な水環境を創出する 強靱で持続可能な横浜の下水道・河川

～「住みたい、住み続けたいまち横浜」～

1. 目標達成に向けた施策

施策1 強靱なまちづくり

頻発化・激甚化する豪雨災害に備え、下水道と河川が一体となった「流域治水」に取り組みます。また、下水道河川の持つストックを最大限に活用するなど相乗効果を発揮し、効率的・効果的な浸水対策に取り組みます。

大規模地震に備え、避難所のトイレ機能や緊急輸送路の交通機能等を確保できるよう、地震対策を進めるとともに、令和6年能登半島地震の被災地支援の経験を活かして、発災時の職員対応力の向上を図ります。

施策2 持続的なサービスの提供

下水道や河川の機能を確保し、将来にわたり安定したサービスを提供するため、民間事業者や国・県等の多様な主体との連携をより一層推進するなど、効率的かつ計画的に予防保全を中心とした適切な維持管理や施設の再整備・再構築を進めます。

施策3 良好な水環境の創出・循環型社会への貢献

下水道と河川を一体的に捉えて良好な水環境を創出するため、下水処理機能の向上による更なる水質改善を図るとともに水辺空間の保全を進めます。また、下水汚泥などの資源やエネルギーが持つポテンシャルを有効に活用し、循環型社会の形成に貢献します。

施策4 カーボンニュートラルの推進

2030年度の温室効果ガス排出量50%削減、更には2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

2. 組織運営のための視点

・アセットマネジメント ・プロモーション活動 ・DX、技術開発 ・国際技術協力 ・市内経済の活性化

強靱なまちづくり

■下水道による浸水対策（マネジメント推進課）

安全な市民生活と都市機能を確保するために、都心部や過去に浸水被害が発生している地域を重点的に、下水道管や雨水貯留施設を整備するなどの浸水対策を進めています。

市域全体を対象に1時間あたり50mmの降雨に対応する雨水排水施設の整備を進め、令和5年度末の整備率は67.0%となりました。また、人口が集中し、かつ地盤の低い地域では、1時間あたり60mmの降雨に対応する整備を進め、令和5年度末の整備率は66.0%となりました。

また、横浜駅周辺地区を全国初となる浸水被害対策区域に指定し、官民連携して浸水対策を推進しています。

雨水排水施設の整備にあたっては、公園を活用した雨水貯留・浸透施設の設置や既存施設の活用を図るなど、効率的な浸水対策を進めています。

特定都市河川に指定された河川の流域では、河川管理者と下水道管理者が共同で作成する流域水害対策計画に沿って、一体となって浸水被害の防止に取り組みます。

■雨水幹線の整備 （管路整備課、下水道事務所）

浸水被害箇所に対する安全度を高めるため雨水幹線の整備を重点的に進めています。

エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線、中和田雨水幹線、恩田川左岸雨水幹線や瀬谷支線等の整備

■雨水浸透の促進（マネジメント推進課、管路保全課）

雨水浸透ますは、屋根や道路に降った雨を集めて、地面にしみ込ませる施設で、地盤に透水性があり、地下水位が低いなどの条件が整った地域において、個人の住宅等への設置を促進しています。

雨水浸透ますの設置を促進することにより、計画降雨量を超えたゲリラ豪雨などによる都市型水害の抑制や、地下水のかん養、河川水量の回復などへの効果が期待されています。

雨水浸透ますを設置する住宅等に対して助成金を交付しています。

また、水循環の再生を目的に、雨水をゆっくり流す流出抑制対策、雨水の有効利用推進として雨水貯留タンクの設置を促進しており、雨水貯留タンクの購入費に対して助成を行っています。

■流域治水の推進（河川部）

近年の気候変動に伴い水災害が激甚化・頻発化しており、全国では大規模な河川氾濫等が発生し、多くの人的被害・家屋被害が発生しています。そこで、従来の治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が一体となって取り組む「流域治水」の推進が求められています。

1 河川改修

（1）市内の国及び県施行の改修状況

・鶴見川水系

戦後最大降雨規模及び時間降雨量約 60 mm に対する安全の確保を当面の整備目標としており、流域対策を含めた総合治水対策の促進と河川改修を進めています。

国土交通省の直轄区間では、下流部の河道掘削工事や、大地震によって堤防が崩壊しないように、堤防耐震対策が行われています。

・境川水系

神奈川県が金井遊水地の整備や境川の護岸改修を実施しており、時間降雨量約 60 mm に対応できるよう引き続き護岸等の整備を進めています。

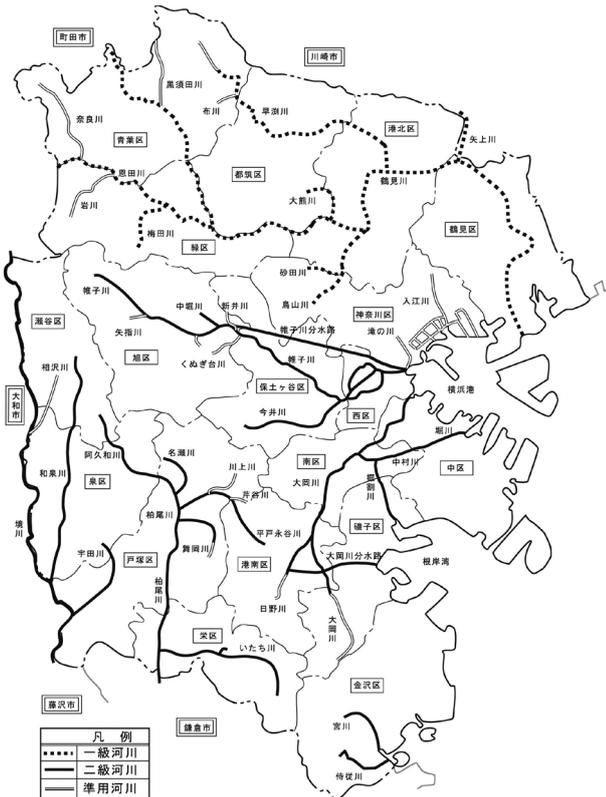
・帷子川水系

県市協調事業により、平成 9 年に帷子川分水路が完成し、その後、神奈川県が時間降雨量約 80 mm に対応できるよう整備を進めています。帷子川河口部の狭さく部については、現在河道の拡幅に向けた整備を進めています。

・大岡川水系

神奈川県が管理する区間のうち、分水路地点から下流部の改修については概ね完成し、上流部については、時間降雨量約 50 mm に対応できるよう整備を進めています。

横浜市河川図



(2) 横浜市施行の改修状況

・計画 28 河川の改修

計画 28 河川のうち、都市基盤河川改修事業は 18 河川ありますが、このうち 12 河川は令和 3 年度末までに時間降雨量約 50 mm 対応の改修が完了し、残る 6 河川について順次改修を進めています。さらに、令和 5 年度より時間降雨量約 60 mm 対応の整備に着手しました。

また、準用河川改修事業は 10 河川あり、このうち 6 河川は平成 25 年度までに改修が完了し、残る 4 河川

について順次改修を進めています。



都市基盤河川改修事業 (今井川)



準用河川改修事業 (日野川)

・河川遊水地、地下調節池の整備

河道拡幅が困難な河川において、洪水流量の低減を図るため、河川遊水地等の整備を進めており、平成 26 年までに、宇田川遊水地、舞岡川遊水地など 10 箇所が完成 (一部仮供用) しています。

2 流域対策

(1) 流域貯留浸透施設の整備

流域の保水・遊水機能を確保し、河川への流出を抑制するため、学校や公園の敷地を利用して雨水貯留施設等を設置するとともに、既設雨水調整池の容量拡大や環境



改良後



湛水状況

流域貯留浸透事業 (青葉区泉田向雨水調整池)

整備を行っています。

令和5年度末までに110箇所の貯留施設の設置と、50箇所の容量拡大、及び3,546個の雨水浸透ますを設置しました。

(2) 開発雨水調整池等の設置・指導

河川流域の宅地開発等に当たっては、開発区域内に雨水調整池等を設置して、雨水を一時貯留するよう指導し、河川への流出を抑制しています。なお、令和5年度末までに宅地開発等で設置された雨水調整池等は約6,100箇所となっています。

(3) 「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく浸水被害対策の推進

平成17年4月、一級河川鶴見川水系が特定都市河川及び特定都市河川流域として指定され、平成19年3月14日に流域内の河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で「鶴見川流域水害対策計画」を策定しました。

これにより、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が一体となって、浸水被害を防止するための対策を推進します。

二級河川境川水系についても、神奈川県知事及び東京都知事が、平成26年2月14日に指定を公示し、平成26年6月1日から施行しています。

また、関係機関と流域水害対策計画策定及び変更の協議を進めています。

■河川整備の考え方（河川部）

市内には国、県、市がそれぞれ管理する一・二級河川と市が管理する準用河川が合わせて56河川（総延長約215キロメートル）あります。

そのうち本市では、市管理もしくは県市協議に基づき市が河川改修を実施する一・二級河川及び治水上重要な準用河川（計28河川（総延長約86キロメートル））において、当面の目標として時間降雨量約50mmに対応する河川改修を進めるとともに、下流区間の河川管理者である国や県との協議が整った河川から、河川整備計画に基づく時間降雨量おおむね60mmの降雨に対応できる整備を行います。まずは、協議が整った帷子川について着手しています。合わせて、流域の保水・遊水機能を高めて河川への雨水流出を抑制する雨水貯留施設や浸透施設を設置し、総合的な治水対策を進めます。

また、都市における河川は貴重な空間であり、治水としての機能だけでなく、良好な水辺環境を創出するとともに、自然との共生を図り、地域の暮らしや歴史など周辺環境との調和や生物の生息環境に配慮した整備が求められています。このため、「横浜市水と緑の基本計画」に基づく、快適な水環境の保全と創造を目指し、市民の皆さんの憩いと潤いの場や活動の拠点となるよう、水辺拠点や川辺の散歩道の整備を進めるとともに、生物の生息環境に配慮した魚道の整備に取り組みます。

■「横浜市水防災情報」のページによる河川水位情報の提供（河川企画課）

河川状況等をリアルタイムかつ視覚的に把握していただくため、36河川81箇所の水位情報及び69箇所の河川監視カメラ画像をホームページにて提供しています。（<https://mizubousai.city.yokohama.lg.jp/>）

また、令和3年度から閲覧性や操作性の向上のため、スマートフォン版サイトを公開しています。スマートフォンの位置情報機能を活用し、所在地付近の河川情報にもアクセスしやすくなっています。

なお、親水拠点において安全に水辺に親しんでいただくために、「親水拠点警報装置」を、現在、市内に20箇所合計23基設置しています。拠点内で遊んでいる子どもたちに対して、大雨注意報や大雨・洪水警報の際などには回転灯と音声で、避難を呼びかけています。

■下水道システムの耐震強化（マネジメント推進課、施設整備課、管路整備課、管路保全課）

震災時においても下水道の使用を可能にし、都市の衛生環境を維持するために、水再生センター等の下水道施設の耐震化を図ります。震災時のトイレ機能確保のため、地域防災拠点等から水再生センターまでの下水道管の耐震化を進めるとともに、緊急輸送路等の下水道管についても耐震化を進めます。

そのほか、災害時に多くの市民の皆さんが集まる地域防災拠点等へのハマッコトイレ整備は令和5年度末で概ね完成しました。

■マンホールトイレ設置助成制度（管路保全課）

横浜市では、地域防災拠点等にハマッコトイレを順次整備していますが、同時に市民の皆さんの自助・共助の促進を図る目的で、自主的な防災活動を積極的に行っている組織を対象に、マンホールトイレ設置に対する助成を令和2年度から本格的に実施しています。

令和6年能登半島地震を受けて、令和6年度から制度の拡充（助成対象基数の増）を行いました。

■危機管理体制の強化（マネジメント推進課）

震災時において下水道機能を継続するために、被災した機能を早期に復旧することを目的として「下水道BCP【地震・津波編】」を平成25年3月に策定しました。

また、近年の全国での豪雨による下水道施設の被害等を鑑み、令和3年3月に「下水道BCP【水害編】」を策定しています。

さらに、令和3年3月に第3版として【地震・津波編】、令和4年3月に第2版として【水害編】を改定し、より実効性の高い計画へと見直しを行うとともに、図上訓練を行うなど、被災時の対応力向上のための取組を実施しています。

■水再生センター等のリスク管理手法の構築（施設管理課）

大雨時の災害対応と地震対応の訓練を水再生センター等で実施しています。

- ・ 一斉点検（雨季に備え、緊急時における出動体制の確認のほか、情報収集伝達訓練、排水設備の整備、運転訓練、下水道BCPに関連したセンターの独自点検、災害協定協力会社との災害時応急措置合同訓練等を実施）
- ・ 地震訓練（地震発生後を想定した施設設備点検や応急復旧訓練のほか、津波等を想定した避難訓練等の危機対応能力向上訓練を実施）
- ・ 主要設備点検（台風に備え、情報の収集伝達、排水設備の整備、運転訓練等を実施）

持続的なサービスの提供

■下水道管きよの維持管理（管路保全課、区土木事務所）

下水道管きよは、各家庭や事業所から排出される汚水や雨水をポンプ場や水再生センターなどへ導く役割をしています。市内の管きよの総延長は、約12,000キロメートルにも達しています。これらの膨大な施設を良好な状態に保つため、平成30年度から清掃と併せたノズルカメラによる点検を年間約1,200キロメートル実施するなど状態を監視する管きよの維持管理を行っています。

令和3年度から中大口径管の維持管理に包括的民間委託を導入しました。

また、管きよの埋設状況（位置・太さ・深さ等）を記載した下水道台帳を作成し、維持管理や市民の皆さんへの閲覧に利用しています。なお、インターネットでも閲覧できるように情報を提供しています。

■下水道管きよの更新（管路整備課）

下水道本管約11,900km、マンホール約53万個、取付管約140万個の膨大なストックを保有しており、これらの下水道管路施設は、1960年代（昭和35年～44年）以降から短期間に整備されたものが大部分を占めています。約20年後には標準耐用年数50年を超過する下水道管路施設が全体の70%に達するなど、老朽化の進行が全市域に広がり、老朽化した下水道管路施設を起因とした道路陥没等の事故が増加傾向にあります。

これまででは、臨海部を中心とした「再整備区域」を対象に再整備を実施してきましたが、今後、老朽化する下水道管路施設が全市域に広がることを踏まえ、令和4年度から再整備の対象を全市域に拡大しています。

■下水道施設の更新（施設整備課、設備課、下水道事務所）

水再生センター・ポンプ場の老朽化等による機能停止

を未然に防止するため、横浜市下水道ストックマネジメント計画に基づき施設・設備の更新を計画的に進めています。水再生センターやポンプ場等では、防食・覆蓋・外装等の施設の更新を進めるとともに、水処理設備や発電・沈砂池等の設備の更新を進めます。

■河川・水路等の管理（区土木事務所、河川企画課、河川管理課）

1 補修、土砂掘削、除草

水辺環境の保全と親水性の維持、洪水やはらん等による被害軽減のため、河川・水路等の堆積土砂の掘削や除草などの維持管理業務を実施しています。

2 維持管理計画

社会の動向やデジタル技術の進展状況を踏まえたうえで、市民の意見を反映した計画を策定していく予定です。

3 河川点検

毎年出水期前に目視による河川点検を行っています。

令和6年度からは、効率的な点検を行うため河川点検システムを導入しました。また、保全計画に基づき、優先度の高いものから計画的に補修を行っています。

4 占用許可

横浜市が管理する河川・水路等について、管理上支障とならない範囲で通路や橋梁、水道管などの占用を許可しています。

良好な水環境の創出・循環型社会への貢献

■高度処理の推進（設備課）

下水処理水放流先の水質環境基準の達成や、海域での赤潮の一因となる富栄養化を防止するため、通常の標準活性汚泥法では十分除去できない窒素、りん除去率の高い高度処理を推進しています。

■事業場排水対策（水質課（工場排水担当））

下水道施設の保護と水再生センターの放流先の公共用水域の水質保全のため、公共下水道に接続する工場・事業場に対して、「下水道法」「横浜市下水道条例」に基づき、施設設置等に関わる届出等を受けるとともに、定期的に立入調査を行い、排水の監視、指導を行っています。

■水洗化未整備地域の解消（管路整備課）

令和5年度末の下水道普及率は、概成100パーセントですが、まだ、約630世帯の方々が公共下水道を利用できない状況にあります。このため、引き続き、関連局等と積極的に調整を図りながら、公団混乱地区や他事業関連地域等において、地元の市民の皆さんと協力して整備を進めます。

■水洗化普及促進事業（管路保全課）

横浜市では、次のような制度や施策を設け、未接続世帯の解消を図っています。

1 経済的な負担軽減や私道に公共下水道等を敷設するための助成

- (1) 「水洗便所設備資金助成・貸付金制度」と、併用する「宅地内排水ポンプ施設設置工事貸付制度」
- (2) 私道対策受託下水道工事制度
- (3) 共同排水設備工事の助成制度
- (4) 取付管接続受託下水道工事制度

2 水洗化普及促進の相談や指導のための対策

- (1) 「水洗化普及相談員」の配置
- (2) 「水洗化紛争仲介委員会」の設置

■排水設備指定工事店制度（管路保全課）

排水設備は、宅地の下水を公共下水道に流入させるための大切な設備です。この設備が法令などの基準に基づき正しく設置されなければ、公共下水道の維持管理に支障をきたすばかりでなく、設備の使用者にも不都合が生じるおそれがあります。

この制度は、排水設備の設計・施工に関する十分な知識と能力をもった工事店を市長が指定し、この指定を受けた工事店でなければ市内の排水設備工事を行うことができないとしている制度です。

■下水道資源の活用（施設管理課、設備課）

下水汚泥を処理する過程で発生する消化ガスを、汚泥焼却炉等の補助燃料や、消化ガス発電の燃料に使用し、一部の発電電力を売却しています。また、汚泥を原料に燃料化物を製造している他、下水道工事等で掘削された土に汚泥焼却灰を混合して良質な埋め戻し材（改良土）として利用しています。

下水汚泥燃料化事業においては、南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業、および北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業をPFI事業として実施しています。

事業期間を通じて市の財政負担の縮減や、事業の効率的な実施と長期安定的な有効利用先の確保、循環型社会の構築等への貢献、リスク分担の明確化による安定した事業運営ができます。

南部汚泥資源化センターでは、平成28年度より施設を稼働し、継続的に事業を進めています。

北部汚泥資源化センターでは、令和元年度より施設を稼働し、継続的に事業を進めています。

■河川の環境整備（河川企画課、河川事業課）

1 市民協働による川づくり

市民協働による川づくりを全市的に展開するため、令和2年度より、川づくりに興味をお持ちの市民の皆さんを支援する「川づくりコーディネーター制度」を開始しました。支援内容は、「川づくりの専門家（川づくりコーディネーター）の派遣」、「川づくりに関する資材の支給」、「川づくりに関する情報の提供」です。現在は、旭区の中堀川と金沢区の宮川で、制度を活用した川づくりが行われています。石を組んで生き物の棲みかを作ったり、地域の皆さんを対象とした生き物調査を実施したりする等、河川環境の改善・保全を目指して活動しています。

2 多自然川づくり

周辺の公園、樹林と一体となり、河床に低水路、瀬や淵を設けるなど生態系に配慮し水辺に親しめるよう、水辺空間の創造を工夫するほか、河川沿いの一定の空き地や旧川敷、遊水地を利用した水辺空間を整備しています。

これまで、ふるさとの川整備事業やまほろばの川づくりモデル事業により、いたち川、和泉川や阿久和川において緩傾斜護岸や親水拠点の整備を実施しています。



いたち川尾月橋下流完成

3 川辺の散歩道 [河川管理用通路の植栽、散策路の整備]

河川管理用通路を緑化し、多くの市民の皆さんが散策できる川辺の散歩道を整備しています。

■水辺愛護会活動等の推進（河川企画課）

1 水辺愛護会への支援

河川や水路等の水辺施設の環境を良好に保ち、市民の皆さんが快適にふれあい、親しむことができるよう、地域住民が日常的に清掃活動等を行う水辺愛護会に対して、経費の一部を助成し、活動の支援を行っています。

また、永年良好な水辺環境の維持や、生物多様性をはかる活動に熱心に取り組んでいる水辺愛護会に感謝の気

河川改修事業の状況

令和6年4月1日現在

事業名	河川数	延長計画	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予定
都市基盤河川改修事業	18	68.4 km	93.0%	93.2%	93.4%
準用河川改修事業	10	17.1 km	78.2%	78.4%	78.4%
計	28	85.5 km	90.0%	90.3%	90.4%

(小数点第二位以下四捨五入)

持ちを伝えるため、表彰式を開催しています。
水辺愛護会数：96 団体（令和 6 年 4 月 1 日現在）



水辺愛護会の活動

2 梅田川水辺の楽校協議会

梅田川水辺の楽校協議会は、地域ボランティア団体の方々と協働し、自然を大切にしながら、人々が憩える場、体験・学習の場として活用していくことを通じて、子どもたちの健やかな成長を支え育むことを目的として活動しています。

令和 3 年度より、梅田川遊水地で、生き物調査と外来種の駆除を目的とした「梅田川遊水地生き物観察会」を実施しています。



水辺の楽校協議会の活動

カーボンニュートラルの推進

■下水道事業の温暖化対策 （マネジメント推進課）

令和 5 年度は、「横浜市下水道脱炭素プラン」に基づき、下水道事業からの温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 50%削減する取組を推進しました。

今後も、それらの取組を着実に推進するとともに、多様な主体との連携や、新技術の導入等カーボンニュートラルを見据えた取組を検討し、目標達成を目指します。

■下水・汚泥施設の脱炭素技術等に関する調査研究 （マネジメント推進課）

従来の処理方式よりも省エネルギーな膜処理技術に関する調査研究及び温室効果ガス削減に資する取組を実施するとともに、下水道資源を活用した新たなエネルギーの創出に関する検討を継続して進めています。

施策推進のための取組

■下水道事業中期経営計画の推進 （マネジメント推進課）

新たに策定した「横浜市下水道事業中期経営計画 2022」は、令和 4 年度から令和 7 年度を計画期間として、経営理念及び経営方針をはじめ、施策、事業運営、財政運営の方向性と取組を掲げた計画です。本計画に基づき、災害に強いまちづくりや良好な環境の実現、市民生活を支える下水道の管理などの取組を進めています。

令和 6 年度は、本計画の中間振り返りを実施します。

■横浜市下水道事業経営研究会 （マネジメント推進課）

下水道事業の経営に関し必要な事項についての調査研究及び審議を行うため、横浜市附属機関設置条例に基づく「横浜市下水道事業経営研究会」を設置しています。

令和 3 年 12 月に設置した横浜市下水道事業経営研究会（第 9 期）では、7 回にわたって中期経営計画 2018 の最終振り返り、中期経営計画 2022 の策定に向けた審議及び長期的な財政運営のあり方について審議が行われ、令和 5 年 11 月に報告書が提出されました。

■資源・資産の有効活用による収入の確保 （マネジメント推進課）

局の所有する雨水調整池の上部空間や下水道用地を有効に活用し、土地活用等の推進による収入の確保に努めています。

また、下水道では処理の過程で、様々な資源が生まれしており、消化ガスを使って発電した電力や再生水を販売しています。

これらの資源・資産の有効活用から得られる収入は貴重な財源であり、費用対効果や地域の課題解決への貢献といった視点も踏まえながら、収入確保に向け一層努力していきます。

■下水道使用料収入の確保（経理課）

下水道事業においては、雨水処理に要する経費は市税（公費）で、汚水処理に要する経費は下水道使用料等（私費）で負担することを基本としています。

下水道使用料収入は、水道使用水量の動向に大きく影響を受けます。市内の世帯数の増加により、水道使用者数は増加していますが、一世帯あたりの人員と使用水量は減少

傾向にあります。また、景気動向も事業活動を左右するため、使用料収入変動の要因の一つと考えられます。

このような状況の下、下水道河川局では、井戸水や雨水使用者等、水道水以外の水使用者について調査を行うなど、使用料の適正徴収に努め、使用料収入の確保に取り組んでいます。

下水道使用料収入の確保

排出量、平均排出量、使用料収入の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
排出量 (千m ³)	377,988	384,990	382,401	375,722	373,841
平均排出量 (m ³ /月)	16.78	16.94	16.68	16.27	16.07
使用料収入 (千円)	60,246,064	59,034,712	59,181,482	58,721,227	59,023,071

(排出量及び平均排出量は一般汚水、使用料収入は税込で総額)

井戸水使用実績 (上記数値の内数) の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
排出量 (千m ³)	3,583	3,229	3,319	3,292	3,288
使用料収入 (千円)	1,529,468	1,374,865	1,423,471	1,411,597	1,407,067

■下水道施設の維持管理費用削減の取組 (施設管理課)

水再生センター場内清掃業務等の委託管理や設備の長寿命化対策、省エネルギーの推進などにより維持管理費の削減に取り組んでいます。

水再生センター等の委託管理では、市内10か所の施設の点検や清掃を委託業務により実施しています。また、市内2か所の汚泥資源化センター及び金沢水再生センター前処理施設では、従来の委託業務よりもさらに民間のノウハウを活用した包括的管理委託を採用し、維持管理費の削減に努めるとともに安全・安心かつ効率的な運営管理を図っています。

設備の長寿命化対策では、老朽化した設備について、設置から維持管理、更新に係る費用を含めたライフサイクルコストを低減するため、設備の長寿命化対策に取り組んでいます。なお、国のストックマネジメント支援制度を活用し、設備機器の修繕費用の削減を図っています。

省エネルギーの取組としては、本市の節電対策にあわせた、空調・照明の適正管理・機器の効率的な運転を徹底するとともに、電力需要の高い時間帯の電力抑制を実施しました。

■下水道・河川広報事業 (マネジメント推進課、河川企画課)

下水道・河川事業の役割や重要性、魅力を発信し、事業の持続可能性の確保につなげるため、様々な主体と連携し、積極的な情報発信や環境教育を推進しています。

令和5年度は「東京湾大感謝祭」への参加や8月1日の「水の日」に合わせて水循環に関する普及啓発などを行いました。また、下水汚泥の肥料利用の啓発およびGREEN × EXPO 2027 機運醸成のため、下水道展'23札幌へブース出展しました。加えて、年齢を問わず防災・

減災の意識を高めていただくことを目的として、「防災の日」に合わせて、トレッサ横浜において、水防災に関する普及啓発などを行いました。

■国際貢献事業と海外水ビジネス展開 (マネジメント推進課)

横浜市では、経済成長に伴う産業型の公害や、自動車の交通公害、近隣騒音そして生活排水による河川の汚染などの都市生活型の公害に対処してきた経験、これまで蓄積してきた下水処理・汚泥処理技術をはじめとする環境全般に関する技術・ノウハウ等を新興国等に対して提供するなど、技術協力を行っています。

例年、JICA等を通じた世界各国からの視察者を受け入れています。令和5年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と同様の数値に回復し、受入人数は合計223名でした。

また、横浜水ビジネス協議会と協力したJICA 地方自治体と連携した無償資金協力事業や技術協力プロジェクトなど公民連携した取組を通じ、新興国等における水環境に関する課題解決を図るとともに市内企業等の海外への水ビジネス展開に対して支援を行っています。

■適切な工事発注と安全な施工の推進 (技術監理課)

老朽化する下水道施設や河川施設が増大する中で、施設を供用しながら施工する更新事業は複雑で高度な技術を要します。下水道河川局で発注する下水道・河川の更新や新規整備を円滑、効率的に推進するために技術基準や積算基準書の作成を行っています。また、適切な発注事務を進めるために担当職員への技術的支援も行っています。

道路上や河川など市民の皆さんに身近な場所で行う工事では、安全な施工が市民生活の安全にもつながります。そこで請負業者、監督職員に向けて事故防止に係る啓発活動を行っています。